

◎新潟県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長岡駅前眼科医院	長岡市大手通一丁目4番1号VOIRビル3階	平成25年5月15日
稲田医院	柏崎市春日一丁目6番23-10号	平成25年5月1日
萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐5363番地1	平成25年6月1日
野沢歯科医院	胎内市東本町1-4	平成25年6月1日
大島薬局	十日町市卯574番地4	平成25年2月9日
いなほ調剤薬局東店	魚沼市四日町21番地1	平成25年6月1日
ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15番11号	平成25年5月1日